平成２７年（フ）第１９４５号
横浜市磯子区杉田坪呑２番２―502号
債務者　柿原　貴大
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９６号
愛知県岡崎市羽根町字小豆坂37番地１　トーヨー建設アパート304
債務者　丸山　義勝
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後３時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３９０１号
大阪市生野区桃谷１丁目10番52号フォートレスコート501号
債務者　中川　孝裕
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４００６号
大阪市淀川区塚本１丁目２番５―327号
債務者　山本　太一
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２７８号
大阪府吹田市高浜町３番18号、前住所大阪府吹田市川岸町18番15号
債務者　西口　嘉美
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３２７号
大阪府東大阪市若江東町１丁目４番27号
債務者　常山　智則
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４５７号
大阪市生野区巽南３丁目９番３号Ｙｏｕハイム南巽302
債務者　荒木　　晃
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５０１号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号
債務者　千崎　忠明（旧姓中瀬）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６９号
熊本県八代市豊原中町2837番地３（６）、前住所熊本県八代市高島町4676番地１（９）
債務者　谷﨑　純二
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時45分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第２７号
岐阜県下呂市森2719番地７　水鳳園エガノハウス102号室
債務者　玉舎　昌美
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月25日午後２時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
愛知県豊橋市馬見塚町298番地一Ａ、従前の住所愛知県田原市池尻町中瀬古44番地２
債務者　杉原　衣里
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２８１号
岡山市南区洲崎３丁目３番37号セゾン21Ａ棟201号室
債務者　髙山　新市
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３９号
岡山市南区新保698番地２芳田市営住宅２号棟704、旧住所岡山市中区清水２丁目８番58―１号
債務者　池田　　豊
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９号
大分県速見郡日出町3100番地
債務者　輿水スズ子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第９０３号
千葉県船橋市前貝塚町867番地９
破産者　笹　　幸子
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係